

茨木市立保育所民営化基本方針実施要領

この実施要領は、改定後の基本方針の趣旨、背景、経緯、解釈等を明らかにし、民営化の円滑な実施に際しての指針となるものです。

また、この実施要領は、これまでの民営化事業の評価に関する議論を踏まえて作成しており、これを市民や保育事業者に広く示すことにより、関係者に対する市の説明責任を果たす一助とするとともに、民営化に対する保護者の方々の不安解消を図り、かつ、より優良な保育事業者の参入を促進して、民営化後の保育所運営の安定性・継続性をより高めることを目的としています。

この実施要領が適用される保育所は、民営化の年次計画によるものとします。

ただし、三者協議会に関する事項については、これまで民営化した保育園についても、三者協議会での同意を得て、随時、適用できることとします。この場合の適用については、移管先と市が締結している「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」における協定期間中とします。

1 目 的

近年の社会経済情勢の変化に伴って増大・多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められている一方、茨木市の財政環境は、市税収入が減少し、社会福祉経費が増加する厳しい状況が続いている。

こうした状況のもと、保育サービスの充実と地域における子育て支援等を推進するため、今日的課題を踏まえた公・私立保育所（園）の役割分担と行政の責任を明らかにし、民間活力を一層活用した、より効果的・効率的な保育行政を展開し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 市立保育所の機能と役割

存続する市立保育所は、入所児童に対する通常保育に加え、障害児等配慮が必要な児童の保育について、これまで市立保育所が果たしてきた実績を踏まえ、次のような機能と役割を果たす地域の子育ての基幹的拠点とする方向で運営する。

ただし、本市の保育行政における喫緊の課題である「待機児童の解消」に向けた取り組みを優先することとします。

(1) 配慮が必要な入所児童及び課題を抱える保護者に対する、より専門的な支援及び保育サービスの提供

この機能と役割については、児童虐待の防止の観点をはじめ、ひとり親や生活困窮家庭などの入所児童の保護者、また、発達障害児など、集団生活を通じた適切な配慮をはじめ、被虐待児（その恐れのある児童を含む。）や外国籍などの入所児童に対して、専門的な知識を有する保育士等による支援及び保育サービスの提供に努めるとともに、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、保育所保育指針にも規定があるように、保護者に対する支援や子どもの人権・発達・健康など、個に応じた保育の実施に取り組むものです。

(2) 在宅子育て家庭における配慮が必要な児童及び課題を抱える保護者に対するセーフティネットの強化

この機能と役割については、(1)の機能と役割が入所児童とその保護者に対するものであるのに対し、配慮が必要な児童や保護者が抱える課題など、在宅子育て家庭に対するセーフティネットの強化に取り組むものです。

(3) 子育てボランティアグループ、私立保育園、保育行政等関係機関と連携した地域子育て支援ネットワークの推進

この機能と役割については、(1)及び(2)の取り組み状況を踏まえ、全ての子育て家庭を対象として、市内で活動する子育て支援団体等との連携をはじめ、既存の地域子育て支援ネットワークを活かした適切なサービスの提供に努めるとともに、保護者ニーズや家庭状況の適切な把握に努め、関係機関や要保護児童対策地域協議会等とも連携を図りながら、適切かつ迅速な対応に努めるものです。

3 民営化の考え方

- (1) 行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育をはじめ、一時保育や休日保育等、様々な保育ニーズへの対応が求められていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに、よりきめ細かく対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。
- (2) 私立保育園は、保育サービスの充実に努めるとともに、地域で求められるきめ細かな保育サービス提供の中心的役割を担う。
- (3) 市は、就労形態の多様化に伴う保育ニーズの拡大等、地域の保育需要の動向を的確に把握し、私立保育園が迅速かつ適切（柔軟）に対応できるよう支援するとともに、保育内容などへの指導・助言を通じて、適切な保育サービスの提供に取り組むほか、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域全体の保育力の増進に

努める。

4 民営化する保育所の考え方（施設配置）

平成 24 年 10 月 1 日現在、市内には、市立保育所 10 か所、私立保育園 31 か所、合計 41 か所の保育所（園）がある。

民営化にあたっては、市立保育所の 3 つの機能と役割を果たす、地域の子育ての基幹的拠点として位置づけることから、公・私立保育所（園）のバランス及び連携を考慮した、これまでの 5 ブロック（東、西、南、北、中央）による施設配置を継承し、5 か所の保育所の民営化を実施する。

ただし、今後、社会経済情勢や保育行政を取り巻く環境の変化などから、存続する市立保育所のあり方を再検討することがある。

5 民営化する保育所の選定

民営化する保育所を選定するにあたり、各ブロック（地域）の中で、地域の子育ての基幹的拠点として、市立保育所が有する機能と役割を考慮するとともに、公・私立保育所（園）の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。

ただし、所庭が児童遊園（児童福祉法に基づく児童遊園ではありません。）と併設している保育所及び地域子育て支援センターの機能を有している保育所は選定しないこととする。

民営化する保育所の選定は、次の選定基準の項目ごとに判定し、すべての項目の結果により総合的に判断して、最終的な民営化対象保育所を選定します。

ただし、土地の無償貸与が困難であるため、所庭が児童遊園（児童福祉法に基づく児童遊園ではない）と併設している保育所、また、在宅も含めた地域の子育ての中心的な役割を果たすため、既に地域子育て支援センターを併設している保育所は、民営化対象としないこととします。

【選定基準】

(1) 市立保育所が有する機能と役割を考慮して存続させる視点 在所する要配慮・障害児童の割合が高い保育所

配慮が必要な入所児童及び課題を抱える保護者に対する、より専門的な支援及び保育サービスの提供を行うため、要配慮児の割合が高い保育所は存続させる必要があることから、もう一方の保育所を民営化対象とします。

地域における在宅児童の割合が高い保育所

在宅の児童を含めた地域の子育て環境を整え、より一層、地域の子育て力を向上していくため、在宅児童の割合が高い保育所は存続させる必要があることから、もう一方の保育所を民営化対象とします。

基幹的拠点としての配置バランスを考慮して利便性が高い保育所

存続させる保育所は、地域の子育て支援の基幹的拠点としての役割を担うため、地域の子育て家庭の利用及び私立保育園との配置バランスを考慮して、各ブロックにおける中心に近い立地など、より利便性の高い保育所を存続させることから、もう一方の保育所を民営化対象とします。

待機児童のうち、当該保育所を希望する割合が高い保育所

市立保育所への入所を希望する保護者の割合が高い保育所を存続させることから、もう一方の保育所を民営化対象とします。

(2) 移管先法人の安定的な運営と継続性を考慮した視点 地域における0歳から5歳児童数が多い保育所

民営化後も移管先法人が安定した保育所運営を行うことができるように、保育所入所対象児童数が多い保育所を民営化対象とします。

在所する児童数が多い保育所

民営化後も移管先法人が安定した保育所運営を行うために、保育所在所児童数が多い保育所を民営化対象とします。

建物の経過年数が少ない保育所

民営化後の移管先法人の施設整備に係る修繕などの負担を軽減するため、経過年数が少ない保育所を民営化対象とします。

6 民営化の方法

(1) 移管先の募集及び選定の枠組み

移管先は、北摂7市3町の区域に主たる事務所を置く社会福祉法人を対象に公募するものとし、その詳細は別途定める募集要領による。

移管先については、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する北摂地域（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、箕面市、島本町、豊能町又は能勢町）に本部のある社会福祉法人とします。

なお、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人については、これまでの民営化事業の実績を踏まえ、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人とします。

また、公募については、法人自らが保育所運営を行う強い意志や保育行政への理解等が重要なため、法人の積極的な参画を求めています。

【理由】

子どもたちへの保育環境の変化を最小限に止めることが重要であること

保護者支援及び地域連携の観点から、保育所などの児童福祉施設の運営ノウハウを有することが望ましいこと

土地を無償貸与できる団体が、法令等により限定されていること
北摂地域に本部を置く社会福祉法人とすることで、応募法人の増加が見込めるとともに、法人の指導・監査等、これまでどおり、府との連携・調整の実績があること

北摂地域に本部を置く社会福祉法人については、府内全域とするよりも連携がしやすく、迅速かつ適切な対応に努めることが可能であること

茨木市内に本部を置く社会福祉法人については、本市が指導・監査することになり、常に、法人と連携・協力した保育サービスの提供をはじめ、利用者サービスや保護者対応などについても、迅速かつ適切な対応に努めることが可能となること

移管先の選定は、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して行うものとし、その実務は別途設ける選定委員会において処理する。

法人選定については、資金計画及び経理状況をはじめ、応募に係る関連書類による選考が、一定、必要であるとともに、応募法人の条件を勘案した最低点の設定、また、法人会計等の専門的な分析が必要なことから、選定委員会の委員として、公認会計士に就任依頼します。

さらに、民営化に伴う保育サービスの充実については、法人が持つノウハウや意欲等についても説明を求めるなど、より適切かつ公正な選考方法を検討するとともに、市からの説明機会の充実に努めます。

なお、市内に本部を置く社会福祉法人や保育園を運営する社会福

祉法人については、選考時に実績加算などを検討するものとし、最終的な選考方法については、「(仮称)茨木市立保育所移管先法人選定委員会」において決定します。

【理由】

保育所の継続的な運営が求められていること
応募法人の保育に対する基本的な姿勢とともに、法人が提供する保育サービスの状況を把握することが必要なこと
民営化の目的の一つとして、保育サービスの充実を掲げており、民営化に伴う保育サービスの充実がより明確になること

(2) 財産の承継に係る移管条件

**土地は、相当の期間にわたり無償貸与する。
建物及び備品等は、無償譲渡する。**

土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡については、移管先に対して、一定、保育内容の継続を義務付けすることにより運営経費の増加が見込まれること、また、初期的経費の軽減を図り、保育の充実に努めること、さらに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めることが重要であり、これまで慣れ親しんできた施設や設備、遊具等をそのまま引き継ぐことなど、民営化への円滑な移行のための措置です。

また、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項により、建物等の無償譲渡及び土地の無償貸与できる団体を限定しているほか、建物及び備品等については、地方自治法に基づき、市議会の議決を得る必要があります。

さらに、土地については、相当の期間にわたり無償貸与としますが、市有財産は、市民の共有財産であり、その効率的・効果的な活用が望まれていることから、将来的な有償化についても検討できることとしています。

なお、有償化にあたっては、保育の実施に係る市の責務等を十分に考慮し、決定します。

また、施設改修等事業補助については、建物等の資産価値、また、保育環境の充実及び安全性を確保する観点から、既存施設の維持管理及び補修・改修等に努めていることから、現行の500万円を上限として、施設改修等についてのヒアリングを行うこととします。

【理由】

市有財産は、市民の共有財産であり、その効率的・効果的な活用が望まれていること
将来に負担を先送りすることなく、持続可能なまちづくりの展開を図るには、行財政改革の視点が重要であること

(3) 保育内容の承継に係る移管条件

市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限にとどめるため、次の事項の履行を移管先に義務づけるほか、これ以外に必要な事項については、茨木市と移管先が別途締結する協定書の定めるところによる。

保育士の人数については、協定書に定める配置基準によること

保育士の配置については、保育内容の継続性を確保し、保育環境の急激な変化を最小限に止めることに努める必要があることから、以下のとおり、市の定める配置基準を適用します。

【市の配置基準】

0 歳児クラス乳児 3 人に対し保育士 1 人
1 歳児クラス乳児 5 人に対し保育士 1 人
2 歳児クラス乳児 6 人に対し保育士 1 人
3 歳児クラス幼児 20 人に対し保育士 1 人
4 歳児クラス幼児 30 人に対し保育士 1 人
5 歳児クラス幼児 30 人に対し保育士 1 人

【国の配置基準】

0 歳児クラス乳児 3 人に対し保育士 1 人
1 歳児クラス乳児 6 人に対し保育士 1 人
2 歳児クラス乳児 6 人に対し保育士 1 人
3 歳児クラス幼児 20 人に対し保育士 1 人
4 歳児クラス幼児 30 人に対し保育士 1 人
5 歳児クラス幼児 30 人に対し保育士 1 人

保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮すること

保育士の年齢構成については、経験年数 3 年以上の保育士を 2 分の 1 以上、かつ、経験年数 4 年以上の保育士を 3 分の 1 以上配置することとします。

また、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(大阪府条例第 103 号)第 9 条及び保育所保育指針第 7 章に規定されているとおり、職員の資質の向上については、研修計画を作成するなど、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならないとされていることから、移管先に積極的な対応を求めることとします。

さらに、職員の研修については、職員処遇に関する指導・監査などを通じて、その把握に努めるとともに、これまでから実施している公・私連携した研修機会を確保(継続)します。

【理由】

保育士の専門性として保育所保育指針において、大きく 6 項目が示されており、一定の経験年数が必要であること
府の社会福祉協議会が主催する中堅職員研修の区分として 2 年以上 5 年未満が対象となっていること
保育士の資質の向上及び専門性の向上については、一定、保育所

保育指針に示されており、各保育園において、適切な対応に努められていること

上記 と併せ、保育内容等について、保育士間の共通理解・連携に努めていること

保育時間については、移管前の保育時間を最低限とすること

保育時間については、これまで、保護者及び移管先から、特に意見等もなく、現状、保育ニーズに適切に対応していると考えられることから、原則、午前7時から午後7時までの保育時間（延長保育を含む。）とし、保育時間の拡大を妨げないこととします。

なお、保育時間の拡大については、私立保育園としての即応性及び柔軟性を活かした保育内容の充実として、移管条件として位置づけることも検討するなど、保護者の保育ニーズを勘案することとします。

費用負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、(5)の協議の場に諮ること

費用負担については、民営化に伴う保護者負担の急激な変化への配慮が必要であることから、保育料、延長保育料、教材費、給食（主食）費及び傷害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保険料をいう。）以外の経費を保護者から徴収する場合は、三者協議会において協議することとします。

ただし、保護者が希望するサービスを提供した場合は、この限りではありません。

また、民営化後に入園することになった児童に係る費用負担については、提供できる保育サービス及び用品ごとに、移管先が適切に説明するとともに、保護者の家計に与える影響を考慮して、費用を定めることとします。

さらに、保護者が希望する保育サービス及び用品などを移管先が提供する場合は、協定期間中であっても、その費用を徴収できるものとするほか、他の保護者は、サービスを希望する保護者の意向を最大限尊重することとします。

なお、この場合は、三者協議会において協議する必要性はありません。

【理由】

今後、発生するであろう、児童に提供する保育サービスにおける費用負担について、三者協議会の設置当初から例示し、保護者に

十分に説明するとともに、実施時期などについても、三者協議会で協議すること

保護者負担の急激な変化への配慮が必要であるが、子どもたちの最善の利益を考慮し、激変緩和の措置期間でもある協定期間中において、徐々に変更していく努力が必要であること

児童に提供する保育サービスの費用負担については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(大阪府条例第 103 号)第 52 条に基づいて、提供するサービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して定める必要があること

民営化後に入所する児童の保護者が希望する保育サービス及び用品についても、民営化の協定期間中であるために、その児童及び保護者が利用できないということを避ける必要があること

休園日については、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること

開所日(休園日)については、原則として国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)を除き、月曜日から土曜日までとします。

ただし、休日保育等の実施に伴い、上記以上の開所日を設けることを妨げないこととします。

【理由】

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であり、理由なく休所することが認められていないと解釈できること

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(大阪府条例第 103 号)第 48 条において、保育時間については、原則、1 日 8 時間とされ、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して保育所の長が定めるとされていること

国の運営費負担金の算定上では、月の開所日数を 25 日として想定していること

給食については、アレルギー及び宗教食の対応を行うこと

給食のアレルギー及び宗教食への対応については、保育所保育指針及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(大阪府条例第 103 号)第 15 条第 3 項に基づき、適切に対応することとします。

また、アレルギーの対応にあたっては、国のアレルギー対応ガイ

ドライン及び茨木市立保育所の給食におけるアレルギー対策実施要綱を参考にすることとします。

ただし、保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすこともあり得ることに留意が必要であります。

健康診断については、関係法令等の定めによるほか、入所児童の状況により適切に行うこと

健康診断については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 103 号）第 16 条に基づくとともに、当該保育園の子ども状況を踏まえ、適切に実施することとします。

ただし、ギョウ虫検査、眼科検診、耳鼻科検診、尿検査については、補助対象項目としていることなどから、協定期間中は必ず実施することとします。

なお、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 103 号）第 47 条第 1 項では、嘱託医を置くことが義務付けられており、年 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行うこととされています。

障害児保育については、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）及び茨木市障害児保育実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日実施）によること

障害児保育については、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱に基づき、適切に実施することとします。

【理由】

すべての子どもが、日々の生活や遊びを通じて共に育ち合うことが重要であること

保育所保育指針においても、「障害のある子どもの保育」などに規定があり、指導計画の中に位置づけ、適切な対応が求められていること

苦情処理については、関係法令等の定めによって体制を整備し、これを適切に運用すること

保護者等からの苦情の処理については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 103 号）第 21 条に基づき、必要な措置を講じるとともに、社会福祉法の規定及び指針に基づき、適切な対応に努めることとします。

【理由】

苦情処理については、社会福祉法第 82 条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定されていること

国から、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針が示されていること

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 21 条において、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとされていること

社会福祉法第 83 条に基づき、大阪府において、「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービス苦情解決の仕組みが構築されていること

本市においても、「茨木市福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」を制定し、福祉サービス苦情解決の仕組みを構築していること

その他の移管条件の整理

これまで「市立保育所の民営化に伴う協定書」において、「損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入」、「施設長の経験年数」、「専任看護師の配置」、「栄養士の配置」、「臨職・パートの就労への配慮」、「保育所定員構成及び受入年齢」、「保護者への意向調査」を規定しています。

これらの事項についても、一定の基準、ルールが必要なことから、この実施要領において示すこととします。

さらに、外部検討委員会と庁内検討委員会との合同会議において議論した「第三者評価の受審」については、新たな移管条件として、「（仮称）市立保育所の民営化に伴う協定書」に、また、「保育サービスの充実」については、「（仮称）茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領」に、両項目とも移管先の努力義務として、規定することとします。

）損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入

損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童の不慮の事故に備えることとします。

なお、災害共済給付制度とは、センターと施設の設置者との契約（災害共済給付契約）により、施設の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うもので、その運営に要する経費を国、施設の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制

度のことです。

）施設長の経験年数

施設長については、保育所において３年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を配置することとします。

また、施設長の配置については、このような役割・責務に鑑み、より一層、施設長にふさわしい人物の配置が望ましいことから、移管先は、施設長の配置に最大限の努力を傾注することとします。

【理由】

保育所保育指針において、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要である旨、施設長の責務として示されていること

）専任看護師の配置

専任看護師の配置については、専任の看護師を常勤で配置することとします。

また、市立保育所では、週に５日、午前９時から午後５時３０分まで、専任の看護師を配置していることから、常勤とは、市立保育所の勤務体制及び時間を基本にするとともに、必ず、専任（兼任不可）として配置することとする。

ただし、勤務体制及び看護師の身分については、子どもの状況やニーズ等を勘案して、移管先が、柔軟に設定できるものとするが、労働基準法等の関係法令を遵守し、適切に実施するものとする。

【理由】

看護師の配置については、「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」（平成１０年４月９日児発第３０５号厚生省児童家庭局長通知）により、乳児の保育を行う保育所にあつては、従来の指定保育所等の要件となっていた設備及び職員の基準を満たすよう指導することになっていること

（乳児９人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師１人を置き、乳児６人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師１人を置くよう努めることとされています。）

本市独自の制度として、看護師配置対策費補助を実施していること

）栄養士の配置

栄養士の配置については、移管先が運営している各施設を含め、法人内に１人配置することとする。

【理由】

栄養士の配置については、法令等において義務付けされていないが、その役割、必要性が高いこと
市としても、その役割、必要性が高いことに鑑み、保育課に配置していること

）臨職・パートの就労への配慮

臨職・パートの就労への配慮については、子どもたちへの保育環境への急激な変化を最小限に止める観点から、臨時・パート職員が引き続き、当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先における適切な選考のもと、その採用についての配慮を依頼できることとします。

ただし、採用については、移管先の責任において、適切に判断されるべきものであるので、市が関与できるものではありません。

）保育所定員構成及び受入年齢

保育所定員（弾力化後）構成及び受入年齢については、民営化の対象である当該保育所の内容を継承するものとし、これらを変更する場合は、移管先と市が協議することとします。

なお、これらの変更については、三者協議会における協議事項ではないが、三者協議会に報告することとします。

【理由】

市立保育所として実施していた保育内容等を可能な限り継続して実施することとしていること
待機児童の現状を踏まえ、定員の弾力化については、これまでも、公・私協調した取り組みを実施してきたこと

）保護者への意向調査

移管先は、必要に応じ保護者を対象に「意向調査」を実施するなど、保護者の意向把握に努め、保育の向上を図ることとします。

また、移管先と保護者との連携による意向把握をしていることも考えられるため、民営化に伴う協定書及び移管先の募集要領など、その整合性に配慮することとします。

）第三者評価の受審（新規）

第三者評価については、客観的な視点から業務改善につながるとともに、保育サービスの維持・向上につながるなどから、福祉サービス第三者評価を受けていただくよう、努力義務として、移管条件に加えることとします。

なお、第三者評価とは、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価するものであります。

）保育サービスの充実（新規）

近年では、多様化する就労形態に伴う保育需要の拡大など、保育サービスの迅速かつ柔軟な対応が求められていることから、市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めることに配慮しつつ、地域で求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に対応することとします。

また、この保育サービスの充実については、保護者の関心が高いことや子どもの最善の利益の観点から重要であることから、移管先を募集する際の募集要領において、応募法人が持つノウハウや意欲等についても説明を求めるなど、より適切かつ公正な選考方法を検討します。

(4) 移管先への引継ぎ

円滑な引継ぎのため、１年以上の期間をかけて移管する保育所の新旧職員が協力して保育に携わるものとする。このうち、移管前に移管先の職員が当該保育所にて協力する機会を必ず設け、その時期及び期間は、茨木市が指定する範囲で移管先が選択する。

移管先への円滑な引継ぎとして、合同保育と引継保育を実施することとします。

その手法については、別冊「市立保育所の民営化に伴う合同保育・引継保育の実施について」に基づき、実施することとしますが、できる限り、三者協議会において協議・検討して、選択するよう努めることとします。ただし、最終決定は、移管先が行うこととします。

これは、これまでの民営化における保護者や移管先からの意見を踏まえ、合同保育の期間を選択できる方法を導入するものであるほか、民営化基本方針改定後における保護者説明会での意見等を踏まえ、合同保育・引継保育における実施手法を再度見直した結果であり、民営化する当該保育所の保護者の理解を得て実施することで、保護者の安心感にもつながるものと考えています。

さらに、公・私立保育所（園）が、子どもの人権や個性が尊重され、

健やかな成長をめざすという共通の「保育計画」をもち、その上に公・私立保育所（園）に掲げる方針に基づいた保育を展開していくことのできる内容であることを目標に、公・私連携・協力して策定した「未来に伸びゆく子どもたちへ - 保育の手引書 - 」、また、「茨木市人権保育基本方針」や「茨木市人権保育カリキュラム」、さらには、民営化する当該保育所の保育課程や年間指導計画をはじめ、保護者からの同意を得て提供することになる、子どもたちの保育要録など、これまで市立保育所として実施してきた保育内容を適切に引き継ぐこととします。

(5) 移管条件の履行及び保育内容の変更・充実

移管条件の履行については、移管時の入所児童が卒園するまでの間、入所児童の保護者、移管先及び茨木市の三者で組織する協議の場を設けて確認するとともに、移管先の管理・運営事項以外で、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するほか、これらに問題がある場合には三者協力して、その解決に努める。

民営化する市立保育所の移管先の決定後から、当該保育所の保護者、移管先及び茨木市（以下「三者」という。）で組織する三者協議会を設置し、子どもたちへの急激な保育環境の変化を最小限に止めつつ、子どもたちの最善の利益を確保するため、移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認しています。

また、移管先の管理・運営事項を除き、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するとともに、それぞれの適切な役割分担のもと、問題点の改善に努めることとしています。

三者協議会の開催については、三者のいずれか一者から要請があれば開催できることとしています。

市立保育所の保育内容の継続については、民営化初年度の保育環境の急激な変化を最小限に止めるための措置であり、民営化後の５年間は、変更しないということではありません。

三者協議会の設置期間については、移管先と茨木市が締結する民営化に伴う協定期間（５年間）としています。

なお、主な三者の役割及び協議事項については、以下に示すとおりとしますが、できる限り、三者協議会において、これらの基準・ルールづくりに取り組むこととします。

【三者の役割】

移管先は、関係法令や移管条件の遵守はもちろんのこと、保護者の保育ニーズの把握に努め、保育内容の充実を図るとともに、連携・協力して、問題点の改善を図るほか、保育環境の変化につながる事項については、できるだけ早期に、三者協議会において協議し、保護者への説明責任を果たすこととします。

保護者は、幅広い視野をもって、当該保育園の全ての子どもたちの最善の利益を確保するため、必要に応じて、三者協議会における協議事項について、保護者の意見・提案をまとめるよう努めるとともに、連携・協力して、問題点の改善を図ることとします。

市は、三者協議会の円滑な運営に最大限の努力を傾注するほか、三者との連絡・調整をはじめ、会議の進行や会議録を作成するとともに、連携・協力して、問題点の改善を図るほか、保護者からの質疑等については、誠実かつ的確に回答し、しっかりと説明責任を果たすこととします。

このような三者協議会の役割・目的を十分に認識し、連携・協力して、将来を担う子どもたちの健やかな成長の実現に向けて取り組むこととします。

また、三者協議会は、市立保育所の民営化の是非を検討する場ではなく、民営化への移行に際し、保育内容の継続を確認しつつ、三者が連携・協力して、問題点の改善策を検討するとともに、段階的な保育内容の充実に向けて、協議する場とします。

【協議事項等】

移管先における保育士の人事や給食物資等の事業者の選定など、管理・運営に対する事項については、当該法人の責任と判断により、適切に実施されるべきものであり、協議事項とすべきではありません。

また、保育室のカーテンや給食調味料の変更など、保育環境の一部であっても、子どもたちの保育環境に著しく影響を及ぼすものではない事項は、協議事項とすべきではありません。

なお、施設長などの人事異動については、移管先の管理・運営事項ですが、保育内容の変化及び保護者の不安感の解消に努めるため、異動の理由及び引継方法などについては、移管先が、保護者へ十分に説明することとします。

ただし、移管先の責任と判断において行う人事異動については、それを覆すものではありません。

また、移管先の責任と判断により、変更した事項について、変更後、子どもたちの保育環境に影響が出た場合については、協議の対象とし、三者が連携・協力して、改善策を検討することとします。

7 民営化の年次計画

平成 26 年度を初年度として、3 年間かけて実施する。

【移管時期及び移管保育所】

移管時期	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
移管保育所	下穂積保育所 鮎川保育所	道祖本保育所 中津保育所	玉島保育所

8 移行後の市の責務

市立保育所の民営化の移行期間については、移管先と市が締結する「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」において、原則、5 年間とします。

この期間中は、三者が連携・協力し、保育内容の継続性の確認や問題点の改善に努めます。

さらに、協定期間終了後は、移行後の市の責務として、認可保育所(園)の指導監査を通じて、移管先の運営状況の把握をはじめ、保育内容や利用者サービスなど、市が関わりをもちながら、適切な保育行政の推進に努めます。